

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年6月23日
【中間会計期間】	第23期中(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
【会社名】	株式会社 小原カントリークラブ
【英訳名】	OBARA COUNTRYCLUB CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川 村 晃 司
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目20番9号
【電話番号】	052-962-0311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 山 村 一
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊田市大ケ蔵連町西山710番地
【電話番号】	0565-65-3388
【事務連絡者氏名】	取締役支配人 山 村 一
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期中	第22期中	第23期中	第21期	第22期
会計期間	自 2022年 10月1日 至 2023年 3月31日	自 2023年 10月1日 至 2024年 3月31日	自 2024年 10月1日 至 2025年 3月31日	自 2022年 10月1日 至 2023年 9月30日	自 2023年 10月1日 至 2024年 9月30日
売上高 (千円)	118,185	121,060	120,050	259,399	275,887
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△4,072	△1,980	△10,083	4,833	9,334
当期純利益又は 中間純損失(△) (千円)	△4,766	△2,674	△10,777	3,646	7,947
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	普通株式 30,000 優先株式 4,313	普通株式 30,000 優先株式 4,313	普通株式 30,000 優先株式 4,313	普通株式 30,000 優先株式 4,313	普通株式 30,000 優先株式 4,313
純資産額 (千円)	154,473	159,780	159,193	162,885	170,401
総資産額 (千円)	219,675	227,313	228,869	220,616	233,187
1株当たり純資産額 (円)	△162,866.41	△162,689.49	△162,709.06	△162,593.18	△162,342.65
1株当たり当期純利益又は 1株当たり中間純損失 (△) (円)	△166.06	△96.33	△366.42	107.15	250.52
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	普通株式 — 優先株式 100	普通株式 — 優先株式 100
自己資本比率 (%)	70.3	70.2	69.5	73.8	73.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△433	2,077	△1,968	△2,038	8,050
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,750	2,750	2,000	5,500	△6,909
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△431	△431	△431	△431	△431
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	86,062	91,603	87,518	87,207	87,917
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	19 (19)	18 (21)	21 (20)	18 (19)	19 (20)

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社に対する投資を行っていないため記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 従業員数は、就業人員数を記載しております。なお、従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)の期中平均人数であります。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の親会社名晃開発株式会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社に異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	21(20)
---------	--------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)の平均雇用人数であります。
3 当社は、ゴルフ場事業の単一セグメント・単一事業部門であるため、ゴルフ場全体での従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における我が国経済は、物価高騰の懸念から、個人消費などに足踏みが見られたものの、インバウンドの需要増加が続き緩やかな回復基調となりました。一方、中国経済の景気減速や米国大統領選挙後の政権運営による日本経済への影響も懸念され依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社におきましては、メンバー重視の姿勢を基本理念とし、お客様サービスの向上に努め、価格競争に陥ることなく営業の強化によるコンペ誘致、リピーターの確保、オープンコンペの拡充、平日における予約代行業者との提携によるビジターの集客強化と営業努力を重ねてまいりました。2024年12月から2025年2月にかけて降雪等のクローズが多く、3月後半にも季節外れの積雪による地域全体の停電により営業できず厳しい状況が続きました。その結果、当中間会計期間における来場者数は11,640名(前年同期比93.7%)、売上高120,050千円(同99.1%)となりました。また、経常損失10,083千円(前年同期比509.0%)、中間純損失10,777千円(前年同期比402.9%)となりました。

財政状態については、当中間会計期間末における資産が前事業年度に比べ4,318千円減少し、228,869千円になりました。負債は6,890千円増加し69,676千円となりました。一方、純資産は11,208千円減少し159,193千円になりました。

なお、当社は、ゴルフ場運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ399千円減少し、87,518千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は1,968千円（前年同期は2,077千円の獲得）となりました。これは主に前受収益の増加13,026千円と棚卸資産の減少2,758千円があったものの税引前中間純損失10,083千円の計上と未払金の減少4,883千円と貸倒引当金2,000千円の減少があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は2,000千円（前年同期比72.7%）となりました。関係会社に対する長期貸付金の回収による収入2,000千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は431千円（前年同期比100%）となりました。これは優先株式に対する配当金431千円があったことによるものであります。

（生産、受注及び販売の状況）

当社の実態に則した内容を記載するため、生産実績及び受注実績に代えて収容実績を記載しております。なお、当社は、ゴルフ場運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（1）収容実績

ホール数 (H)	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)					当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)				
	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)
		メンバー	ゲスト	合計			メンバー	ゲスト	合計	
18	153	3,402	9,014	12,416	81.1	142	3,249	8,391	11,640	81.9

（2）販売実績

当中間会計期間における販売実績を売上区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
ゴルフ場売上	98,750	94.9
名義書換料収入	8,700	204.7
年会費収入	11,842	98.2
その他	757	102.2
合計	120,050	99.1

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積もりは合理的基準に基づいて実施しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

(2) 当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当中間会計期間の資産合計228,869千円となり前事業年度に比べて4,318千円の減少となりました。この減少の主な要因は、関係会社長期貸付金が2,000千円減少、現金及び預金399千円の減少、棚卸資産の減少2,758千円と預託金債権及び関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金2,000千円の減少があったこと等によるものであります。

負債合計は69,676千円となり前事業年度と比べて6,891千円の増加となりました。この増加の主な要因は未払金4,883千円の減少があったものの前受収益13,026千円があったこと等によるものです。

純資産合計は159,193千円となり、前事業年度に比べて11,208千円の減少となりました。これは中間純損失10,777千円の計上があったこと等によるものであります。

経営成績については「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (経営成績等の状況の概要) (1) 財政状態及び経営成績の状況」をご参照下さい。

経営成績に重要な影響を与える要因については「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照下さい。

資本の財源及び資金の流動性については「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (経営成績等の状況の概要) (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当社は、名晃開発株式会社の所有・管理する小原カントリークラブの運営を行っており、主要な施設につきましては当社に帰属しておらず、該当事項はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

記載すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	84,500
優先株式	11,000
計	95,500

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,000	30,000	非上場・非登録	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式(注) 2
優先株式	4,313	4,313	同上	無議決権株式であり、優先的 配当を受ける権利を有する株 式(注) 1
計	34,313	34,313	—	—

(注) 1 優先株式の内容

- (1) 普通株式に優先して、1株につき年100円の利益配当金(以後「優先配当金」という)を受けます。
- (2) 優先配当金が支払われた後の残余の利益に対しては配当を受ける権利を有しません。
- (3) 優先配当金の全部又は一部が支払われていないときはその不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については優先配当金に先立ってこれを受けるものとします。
- (4) 優先株式の株主はその所有する優先株式について株主総会における議決権を有しないものとします。ただし、下記の場合を除くものとします。
 - ア) 定時総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があり、なおかつ次の定時総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されないときはその定時総会の時から、議決権を有します。
 - イ) 定時総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があり、なおかつ次の定時総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されたが否決されたときはその定時総会終結の時から議決権を有します。
- (5) 優先株式の株主は、当社の残余財産の分配につきその優先株式1株につき125万円までは普通株式の株主に優先して配当を受けます。
- (6) 優先株式の株主は、前項の優先分配が行なわれた後の残余の財産に対しては配当を受ける権利を有しません。
- (7) 優先的配当を受ける権利を有する株式です。
- (8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- (9) 議決権を有しないこととしている理由
本優先株式は自己資本の充実及び財務体質の強化を目的として発行したものであり、株主総会において議決権を有しません。
- (10) 当社は単元株制度は採用しておりません。

2 普通株式の内容

- (1) 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。
- (2) 普通株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければなりません。
- (3) 当社は単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年3月31日	—	34,313	—	100,000	—	10,000

(5) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
名晃開発株式会社	名古屋市中区丸の内3-20-9	30,026	87.50
川崎汽船株式会社	東京都千代田区内幸町2-1-1	36	0.10
名古屋テレビ放送株式会社	名古屋市中区橋2-10-1	32	0.09
名古屋製酪株式会社	名古屋市天白区中砂町310	32	0.09
名古屋ステーション開発 株式会社	名古屋市中村区名駅1-1-3	28	0.08
株式会社ジェイアール東海 パッセンジャーズ	東京都中央区日本橋3-1-17	28	0.08
株式会社アイシン	刈谷市朝日町2-1	28	0.08
医療法人社団同潤会	名古屋市中区栄5-1-30	24	0.06
横河電機株式会社	東京都武蔵野市中町2-9-32	24	0.06
株式会社ナ・デックス	名古屋市中区古渡町9-27	24	0.06
計	—	30,282	88.25

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順は、以下のとおりであります。

2025年3月31日現在			
氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
名晃開発株式会社	名古屋市中区丸の内3-20-9	30,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 4,313	—	優先的配当を受ける権利を有する優先株式(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,000	30,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注) 2
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	34,313	—	—
総株主の議決権	—	30,000	—

(注) 1 優先株式の内容につきましては「1 株式等の状況(1) 株式の総数等②発行済株式(注) 1」に記載しております。

2 普通株式の内容につきましては「1 株式等の状況(1) 株式の総数等②発行済株式(注) 2」に記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)の中間財務諸表について、山本晃裕公認会計士事務所による中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社を有していないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	97,917	97,518
売掛金	19,850	18,994
棚卸資産	9,693	6,935
その他	3,459	3,387
貸倒引当金	△428	△428
流動資産合計	130,493	126,407
固定資産		
有形固定資産	※1 3,137	※1 2,900
投資その他の資産		
関係会社長期貸付金	347,350	345,350
預託金債権	4,806,250	4,806,250
保険積立金	49,394	49,506
その他	952	845
貸倒引当金	△5,104,390	△5,102,390
投資その他の資産合計	99,556	99,561
固定資産合計	102,693	102,462
資産合計	233,187	228,869
負債の部		
流動負債		
未払金	25,093	20,209
未払費用	5,528	5,862
未払法人税等	1,385	687
前受収益	—	13,026
賞与引当金	4,938	5,087
その他	※2 6,791	※2 5,380
流動負債合計	43,736	50,253
固定負債		
退職給付引当金	19,049	19,423
固定負債合計	19,049	19,423
負債合計	62,785	69,676
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
その他資本剰余金	33,475	33,475
資本剰余金合計	43,475	43,475
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	26,926	15,717
利益剰余金合計	26,926	15,717
株主資本合計	170,401	159,193
純資産合計	170,401	159,193
負債純資産合計	233,187	228,869

②【中間損益計算書】

	(単位：千円)	
	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
売上高	121,060	120,050
売上原価	75,398	75,488
売上総利益	45,661	44,562
販売費及び一般管理費	※2 55,917	※2 62,072
営業損失(△)	△10,255	△17,509
営業外収益	※1 8,284	※1 7,434
営業外費用	9	8
経常損失(△)	△1,980	△10,083
税引前中間純損失(△)	△1,980	△10,083
法人税、住民税及び事業税	693	693
法人税等合計	693	693
中間純損失(△)	△2,674	△10,777

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	10,000	33,475	43,475	19,410	19,410	162,885	162,885
当中間期変動額								
剰余金の配当					△431	△431	△431	△431
中間純損失（△）					△2,674	△2,674	△2,674	△2,674
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△3,105	△3,105	△3,105	△3,105
当中間期末残高	100,000	10,000	33,475	43,475	16,304	16,304	159,780	159,780

当中間会計期間(自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	10,000	33,475	43,475	26,926	26,926	170,401	170,401
当中間期変動額								
剰余金の配当					△431	△431	△431	△431
中間純損失（△）					△10,777	△10,777	△10,777	△10,777
当中間期変動額合計	－	－	－	－	△11,208	△11,208	△11,208	△11,208
当中間期末残高	100,000	10,000	33,475	43,475	15,717	15,717	159,193	159,193

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失(△)	△1,980	△10,083
減価償却費	90	236
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2,750	△2,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	378	149
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△189	374
受取利息	△2,649	△2,644
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,421	856
棚卸資産の増減額 (△は増加)	815	2,758
未払金の増減額 (△は減少)	△2,490	△4,883
前受収益の増減額 (△は減少)	13,266	13,026
その他	△256	△1,010
小計	811	△3,220
利息の受取額	2,652	2,644
法人税等の支払額	△1,386	△1,392
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,077	△1,968
投資活動によるキャッシュ・フロー		
長期貸付金の回収による収入	2,750	2,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,750	2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△431	△431
財務活動によるキャッシュ・フロー	△431	△431
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,396	△399
現金及び現金同等物の期首残高	87,207	87,917
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 91,603	※ 87,518

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

機械装置 17年

工具、器具及び備品 6年

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① ゴルフ場売上

主にゴルフ場の提供によるプレー代金を受け取っております。ゴルフプレー料は、ゴルフプレー提供時点において履行義務が充足されると判断しており、当該ゴルフプレーを提供した時点で収益を認識しております。

② 名義書換料収入

会員権の売買が行われた場合に、新たな会員から名義書換料を受け取っております。また、法人会員のプレー登録者の変更が行われた場合、法人会員から名義書換料を受け取っております。名義書換料については、名義書換が完了した時点で履行義務を充足するものと判断し、名義書換が完了した時点で収益を認識しております。

③ 年会費収入

会員から年会費を受け取っております。年会費の受け取りに対するサービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年 9 月30日)	当中間会計期間 (2025年 3 月31日)
有形固定資産の 減価償却累計額	26,604千円	26,841千円

※ 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 営業外収益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
受取利息	2,649千円	2,644千円
貸倒引当金戻入額	2,750千円	2,000千円
受取事務手数料	2,466千円	2,382千円

※ 2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 3 月31日)
有形固定資産	90千円	236千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	30,000	—	—	30,000
優先株式(株)	4,313	—	—	4,313
合 計(株)	34,313	—	—	34,313

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月21日 定時株主総会	優先株式	431	100	2023年9月30日	2023年12月22日

当中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	30,000	—	—	30,000
優先株式(株)	4,313	—	—	4,313
合 計(株)	34,313	—	—	34,313

2 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月20日 定時株主総会	優先株式	431	100	2024年9月30日	2024年12月23日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	91,603千円	97,518千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△10,000千円
現金及び現金同等物	91,603千円	87,518千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、また、預金は短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

前事業年度(2024年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(資産)			
関係会社長期貸付金	347,350		
預託金債権	4,806,250		
貸倒引当金	△5,104,390		
	49,210	49,210	—
資産計	49,210	49,210	—

当中間会計期間(2025年3月31日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(資産)			
関係会社長期貸付金	345,350		
預託金債権	4,806,250		
貸倒引当金	△5,102,390		
	49,210	49,210	—
資産計	49,210	49,210	—

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品

前事業年度(2024年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(2025年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年9月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期貸付金 預託金債権 貸倒引当金	—	49,210	—	49,210
資産計	—	49,210	—	49,210

当中間会計期間（2025年3月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期貸付金 預託金債権 貸倒引当金	—	49,210	—	49,210
資産計	—	49,210	—	49,210

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

関係会社長期貸付金、預託金債権

これらについては、親会社に対する貸付であり、担保による回収見込み額を基に貸倒引当金を計上しております。
時価は貸借対照表から当該貸倒引当金を控除した金額に近似していることから帳簿価額をもって時価としておりレベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2023年10月1日 至 2024年3月31日）

	金額（千円）
ゴルフ場売上	104,021
名義書換料収入	4,250
年会費収入	12,048
その他	740
顧客との契約から生じる収益	121,060
その他の収益	—
外部顧客への売上高	121,060

当中間会計期間（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）

	金額（千円）
ゴルフ場売上	98,750
名義書換料収入	8,700
年会費収入	11,842
その他	757
顧客との契約から生じる収益	120,050
その他の収益	—
外部顧客への売上高	120,050

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高

(単位:千円)

	前事業年度	当中間会計期間
契約負債（期首残高）	—	—
契約負債（中間期末(期末)残高）	—	13,026

契約負債は、事業年度の開始時期に会員より会員資格に基づく年会費を一括徴収した年会費収入の前受収益です。年会費収入は、一年間（10月1日から9月30日）に渡って履行義務が充足するものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度（月単位）に基づき収益を認識し、前受収益は収益の認識に伴い取り崩されます。従って、事業年度開始後に受け入れた年会費収入の前受収益の半分が当中間会計期間において収益認識され、残りの半分は中間会計期末の契約負債残高となり、下半期の収益認識に伴い取り崩されます。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ゴルフ場運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、ゴルフ場運営事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間 (2025年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	△162,342円65銭	△162,709円06銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	170,401	159,193
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	5,040,681	5,040,465
(うち優先株式払込金額)	(5,040,250)	(5,040,250)
(うち優先株式配当額)	(431)	(215)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	△4,870,279	△4,881,271
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	30,000	30,000

項目	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
(2) 1株当たり中間純損失(△)	△96円33銭	△366円42銭
(算定上の基礎)		
中間純損失(△)(千円)	△2,674	△10,777
普通株主に帰属しない金額(千円)	215	215
(うち優先株式配当額)	(215)	(215)
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△2,889	△10,992
普通株式の期中平均株式数(株)	30,000	30,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

特記すべき事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第22期)	自 2023年10月1日 至 2024年9月30日	2024年12月20日 東海財務局長に提出
---------------------	----------------	------------------------------	--------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年6月23日

株式会社小原カントリークラブ
取締役会 御中

山本晃裕公認会計士事務所
岐阜県土岐市
公認会計士 山 本 晃 裕

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小原カントリークラブの2024年10月1日から2025年9月30日までの第23期事業年度の中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社小原カントリークラブの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連す

る注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。